

国空予管第2－1号  
平成24年4月3日

地方航空局次長 あて

航 空 局  
予算・管財室長

東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について

標記について、大臣官房会計課契約制度管理室長から別添のとおり通知があ  
ったので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。

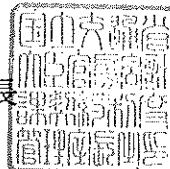


国会契第133号  
平成24年3月30日

航空局総務課管財補給管理室長 殿

大臣官房会計課

契約制管理室長



### 東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について

東日本大震災に係る復旧・復興事業の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における公共工事（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年6月12日法律第184号）第2条第1項に規定される公共工事<sup>注</sup>。以下同じ。）の前金払の特例を設けることについては、別途「土地等の買収代金並びに公共工事の代価の前金払及び中間前金払について（通知）」（平成24年3月30日付け国官会第3250号）において財務大臣との協議が成立した旨通知されたところでるので、貴部局においても当該通知及び下記の取扱いに従い、適切な制度の運用を図られたい。

注）工事並びに設計・調査、測量及び機械類の製造をいう。

#### 記

##### 1. 対象工事等

(1) 特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- 一 平成23年4月22日から平成25年3月31までに、新たに請負契約を締結したもの
- 二 平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結したものであって、平成23年4月22日から平成25年3月31までに変更契約を締結したもの

(2) 施工される区域が災害救助法適用市町村の区域（東京都の区域を除く。）とそれ以外の区域にまたがるものについても適用されるほか、国庫債務負担行為に係るものについても適用される。

##### 2. 工事請負契約書等における取扱い

(1) 「工事標準請負契約書について」（平成8年3月1日付け官会第261号）

別添工事請負契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の5」に読み替え、同条第5項中「10分の4」を「10分の5」に、「10分の6」を「10分の7」に読み替え、同条第6項中「10分の5」を「10分の6」に、「10分の6」を「10分の7」に読み替える。

- (2) 低入札価格調査を受けたものとの契約については、本特例の対象外とし、「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」(平成15年4月21日付け国会契第1号)により取り扱われたい。

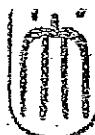
国官会第3250号  
平成24年3月30日

土地・建設産業局長 殿

国土交通省大臣官房会計課長  
( 公 印 省 略 )

土地等の買収代金並びに公共工事の代価の前金払  
及び中間前金払について（通知）

標記について、別紙（1）及び別紙（2）のとおり財務大臣と  
協議が成立したので、通知する。

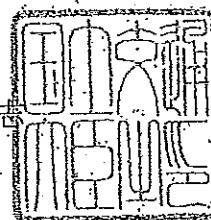


別紙(1)

国官会第3245号  
平成24年3月22日

財務大臣 殿

国土交通大臣  
前田武志

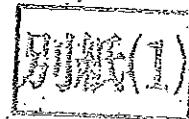
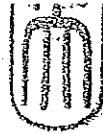


### 土地等の買収代価の前金払について

平成24年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第57条第13号に規定する国が行う工事に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条各号に掲げる権利で国土交通省において同法による登記の嘱託に必要な添付書類を取得したものに限る。）の代価（以下「土地等の買収代価」という。）の前金払については、下記の範囲により実施したく、予決令第57条ただし書の規定により、協議する。

記

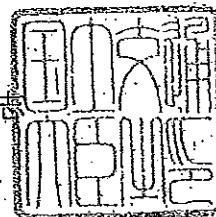
土地等の買収代価の7割を超えない額



国官会第3246号  
平成24年3月22日

財務大臣 殿

国土交通大臣  
前田武志



### 公共工事の代価の前金払について

平成24年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、下記に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

記

範 围	割 合
(工 事) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該借入料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5(被災地域において行われるものについては10分の6)以内。
(設計又は調査) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。
(測 量) 1件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。
(機械類の製造) 契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事用機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。)。	製造代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。

(注) 被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

(参考) 平成23年4月20日現在における災害救助法適用市町村

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村<sup>(※)</sup>

(※) 青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

・茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、

取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、

行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、

那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、

北相馬郡利根町

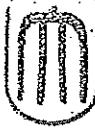
・栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、

芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

・千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

・長野県：下水内郡栄村

・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

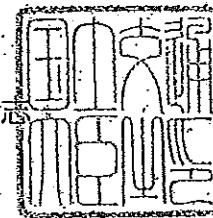


別紙(1)

国官会第3247号  
平成24年3月22日

財務大臣 殿

国土交通大臣  
前田武志



### 公共工事の代価の中間前金払について

平成24年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、下記に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

記

範 围	割 合	支 払 の 条 件
<p>1件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1件の請負代価が300万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。</p>	<p>請負代価の10分の2以内。</p>	<p>(1) 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。</p> <p>(2) 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。</p>

(注) 被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

(参考) 平成23年4月20日現在における災害救助法適用市町村

・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村

・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村<sup>(※)</sup>

(※) 青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

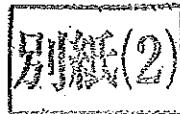
・茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宫市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

・栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塙谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

・千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

・長野県：下水内郡栄村

・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

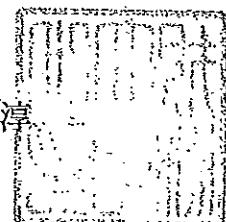


財計第799号  
平成24年3月30日

國土交通大臣 殿

財務大臣

安住



土地等の買収代価の前金払について

平成24年3月22日付国官会第3245号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

別紙(2)

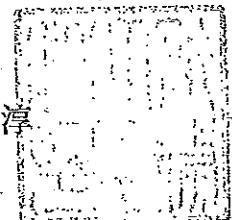


財計第801号  
平成24年3月30日

國土交通大臣 殿

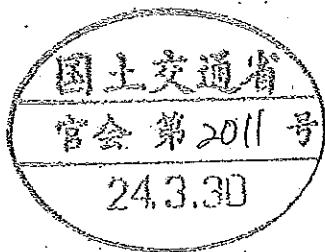
財務大臣

安住



公共工事の代価の前金払について

平成24年3月22日付国官会第3246号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。



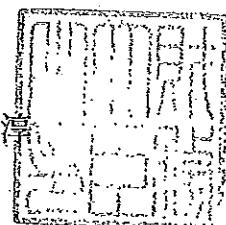
別紙(2)

財計第803号  
平成24年3月30日

國土交通大臣 殿

財務大臣

安住



公共工事の代価の中間前金払について

平成24年3月22日付国官会第3247号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。